

地籍測量業務委託仕様書

1 一般事項

本業務は、国土調査法に基づく地籍調査事業について、航測法における数値法地籍測量により別表の成果品を作成する。

2 業務名

令和7年度 大山町254地区（1期）地籍調査業務委託

3 業務場所

西伯郡大山町大山

4 履行期間

令和8年3月11日まで

5 単位区域名

大山町大山の一部（工程管理図表に記載の際は大山町を省略可）

6 事業概要

（航測法による）

地区 番号	調査面積 (km ²)	調査前 筆数	視通条件	縮尺	精度	測量工程	測量方法	傾斜条件
254	1.87	35	山Ⅱ	1/1000	乙 2	C・RD1・ RD3・E	航測法	中傾斜

7 成果品

（1）別表による

（2）成果品綴の背表紙及び電子納品に用いる媒体には、次に掲げる項目を記載し、納品するものとする。

（2-1）業務名称

（2-2）単位区域名

（2-3）作成年月日

（2-4）発注者名

（2-5）受託者名

（3）成果品の納品にあたっては、「地籍調査成果電子納品要領（平成28年4月）」及び地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン（平成28年4月）に基づき電子化するものとし、CD又はDVD-Rのいずれかの媒体を使用し、1枚に格納することを標準とする。電子媒体の提出は1部とする。

8 法令等の適用

「国土調査法」「国土調査法施行令」「地籍調査作業規定準則」「基準点測量作業規定準則」及びこれに伴う関連法令等によるほか、実施機関の指示に従うものとする。

9 その他

(1) 成果品について、誤りが発見された場合、又は定められた限度以上の誤差が発見された場合は、受託者において速やかに訂正するものとする。

(2) 本仕様書及び業務実施中に疑義又は詳細について不明な点が生じた場合は、双方協議して決定するものとする。

(3) 受託者はこの受託業務の処理によって知り得た情報を厳重に管理し、一切外部に漏らさないこと。

(4) 業務地区の私有地等へ立ち入る場合は、監督員及び地元関係者に事前に連絡を取る等、地元住民とのトラブルのないよう十分留意すること。

(5) 障害物の伐除

本業務のために伐除した障害物にかかる補償は、原則として発注者において処理するものとする。

ただし、監督員の指示を受けないで伐除したもの、又は不注意に伐除したものの補償は、受託者の責任において処理するものとする。

(6) 安全管理

山林、道路等の測量中は、安全管理に十分注意し関係法令を遵守すること。

(7) 地籍図根三角測量の手法

原則、電子基準点のみを与点とした手法で行うものとする。

ただし、電子基準点との通信不具合等で観測が困難となり、工程に影響する等の明確な理由から三角点等を与点とした手法で行うことが望ましいと判断された場合は、根拠資料を提出の上、監督員の承認を受け変更することができる。

(8) 地籍図根多角測量の省略

原則、地籍図根多角測量を省略した手法で行うものとする。

ただし、調査区域周辺に地籍図根点等がなく、地籍図根三角点の設置が補完的なものに止まらず、作業負担が著しく増え工程に影響をする等の明確な理由から地籍図根多角測量を行うことが望ましいと判断された場合は、根拠資料を提出の上、監督員の承認を受け変更することができる。

(別表)

地 籍 測 量 成 果 品 (航測法による)

工 程	成 果 品 名
(C 工程) 地籍図根三角測量	① 基準点等成果簿写 ② 地籍図根三角點選点手簿 ③ 地籍図根三角點選点図 ④ 地籍図根三角測量観測計算諸簿 ⑤ 地籍図根三角点網図 ⑥ 地籍図根三角点成果簿 ⑦ 精度管理表 ⑧ 測量標の設置状況写真
(RD 1 工程) 既存資料の収集・確認	既存資料の収集・確認成果簿
(RD 3 工程) 筆界点の座標値の算出	筆界点の座標値の算出成果簿
(RD 3 工程) 補備測量 (細部図根測量)	① 細部図根點選点図 ② 細部図根測量観測計算諸簿 ③ 細部図根点網図 ④ 細部図根点成果簿 ⑤ 精度管理表
(RD 3 工程) 補備測量 (一筆地測量)	① 一筆地測量観測計算諸簿 ② 筆界点成果簿 ③ 精度管理表
(E 工程) リモートセンシング技術を用いた一筆地調査	① 一筆地調査図素図 ② 一筆地調査図 ③ 筆界案 ④ 地籍調査票綴 ⑤ 作業日誌 ⑥ 立会処理簿 ⑦ 土地台帳 ⑧ 名寄帳 その他監督職員が指示するもの
その他	① 工程表 ② 工程管理記録表 ③ その他作業工程上必要な書類 その他監督員が指示するもの